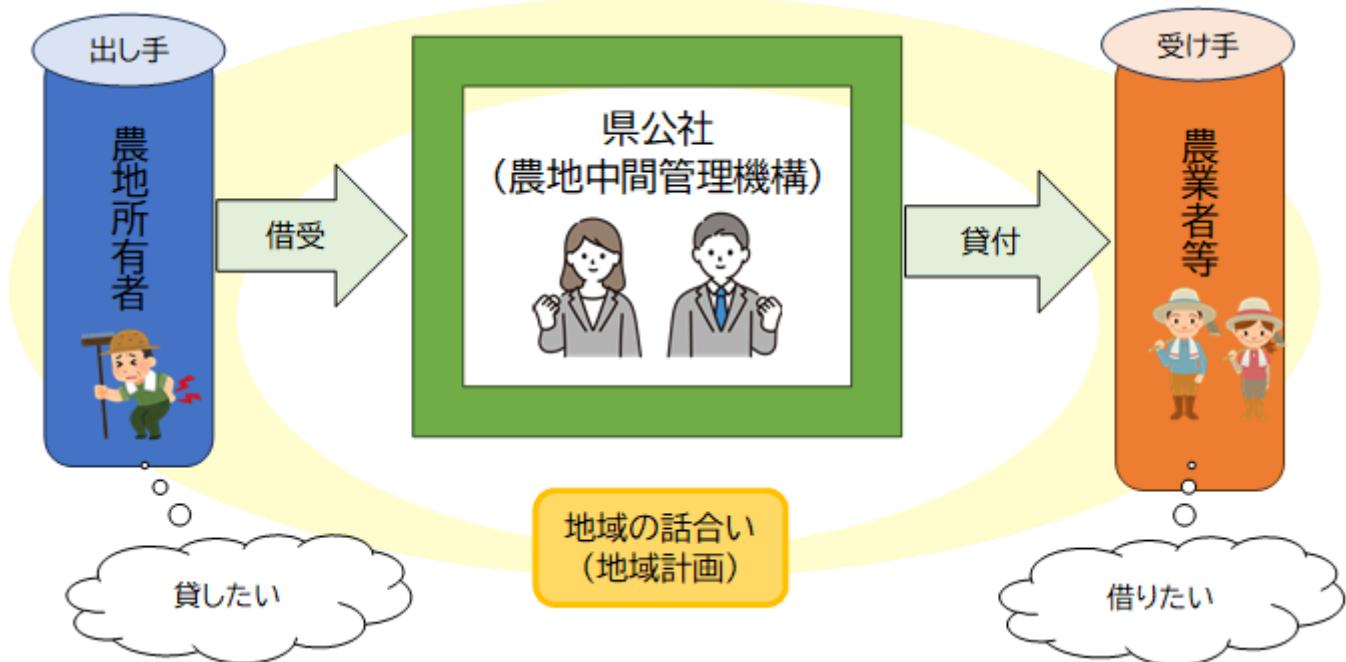


農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは？

都道府県知事が指定する農地中間管理機構が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、貸し付けする事業です。島根県は公益財団法人しまね農業振興公社（以下、「県公社」という）が農地中間管理機構の指定を受けています。

※地域計画が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。



地域計画とは？

これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地中間管理機構を通じて農地の集約化等を推進することとしています。

対象となる農用地は？

- ・市街化区域以外の農用地等
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地でないこと
- ・地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められること
- ・受け手に貸し付けることが見込まれること

出し手のメリット

- 原則として、賃料（金納の場合）は県公社が確実に支払いますので、安心して農用地等を預けることができます。
- 契約期間終了後は、農地は返却されます。希望により、再貸付もできます。
- 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

受け手のメリット

- 複数の出し手がいる場合、手続きの煩雑さ（契約締結、賃借料の支払い等）がなくなります。
- 法人は、賃貸借の場合で、賃料が15万円を超える場合に税務署に提出される「不動産の使用料等の支払調書」の提出が不要となります。
- 県公社が中間保有することで、長期間安心して耕作できます。

よくある質問

Q: 未相続のまま農地中間管理事業の利用はできますか？

A: 相続未登記の農地については、相続持分が1/2を超える者の同意をとることで、原則3年以上40年以下の貸借ができます。また、40年を超える期間の貸借をする場合には、相続人全員の同意が必要です。ただし、40年以下の貸借であっても、相続人全員の同意をとっておくことが、トラブル回避につながります。
※相続登記は義務化されましたので、可能であれば相続登記していただくようお願いします。

Q: 契約期間中に賃料の変更や解約はできますか？

A: やむを得ない理由がある場合には、出し手、受け手双方が合意すれば可能です。

Q: 一筆の一部分について（例えば、一筆3,000m²の内1,000m²）のみ、農地中間管理事業の対象とすることはできますか？

A: 分筆せず、一部分のみを貸し借りすることは可能です。ただし、利用するにあたって、出し手と受け手で争いが起きないよう、境界が明確でない場合は、貸借できません。

Q: 出し手が死亡した場合、どのような手続きが必要ですか？

A: 相続人から市町村を経由して県公社へ相続人が継承をする旨を記載した変更申出書を提出していただきます。

Q: 手数料は必要ですか？

A: 現在、手数料はいただいておりません。

○●お問い合わせ●○

各市町村農地中間管理事業担当部署 または (公財)しまね農業振興公社
【松江市黒田町432-1 TEL: 0852-20-2871】

| | | | | |
|--------------|----------|---------------|----------|---------------|
| しまね農地集積相談員公社 | 松江地区 | 080-8235-3066 | 大田地区 | 080-2889-7883 |
| | 安来地区 | 080-2938-7480 | 邑智地区 | 080-8236-2878 |
| | 雲南地区 | 080-8235-8608 | 浜田・江津地区 | 080-2944-2366 |
| | 出雲地区 | 080-2920-2867 | 益田地区 | 090-7139-2237 |
| | 奥出雲・飯南地区 | 080-2944-2125 | 津和野・吉賀地区 | 080-2920-2871 |
| | 隠岐地区 | 080-2920-2869 | | |